

利府町小規模企業者等 事業継続支援金

申請の手引き

申請期限 令和4年11月16日(水)まで

問い合わせ先：利府町経済産業部商工観光課

電話：022-767-2120 平日8:30~17:15



利府町

令和4年10月3日 時点版

新型コロナウイルス感染症関連給付金を装った詐欺にご注意ください。

利府町小規模企業者等事業継続支援金とは？

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、国の「事業復活支援金」において、**売上高減少率を30%以上**で申請し、給付の決定を受けた小規模企業者等(個人事業者を含む)に、支援金を支給します。

対象事業者

次の1、2の両方を満たす小規模企業者(※)等(個人事業者を含む)が対象となります。

- 1 利府町内に本店及び事業所を有し、申請時点において事業を継続している小規模企業者等(個人事業者を含む)。
(個人事業者)事務所または事業所を利府町内に有していること
(法人)登記上の本店を利府町内に有していること
(その他法人)登記上の主たる事務所を利府町内に有していること
- 2 国の「事業復活支援金」において、売上高減少率を30%以上で申請し、給付の決定を受けている

※中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者若しくは設立登記法人で、おおむね常時使用する従業員の数が20人(卸売業、サービス業、小売業は5人)以下の法人。

支給金額

1事業者あたり 法人:10万円 個人事業者:5万円

※町内に複数の事業所を有していても申請は1回になります。

※申請総額が予算の上限に達した場合は、申請受付を終了します。

申請方法・申請期間

1. 申請方法

- (1) 郵送の場合：申請書類を下記の宛先に郵送ください。
- (2) 持参の場合：申請書類を利府町経済産業部商工観光課
(⑥番窓口)にお持ちください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での申請に御協力をお願いいたします。

2. 申請期限(当日消印・窓口提出有効)

令和4年11月16日(水)まで

申請に必要な書類

1. 交付申請書兼請求書(様式第1号)
2. 国の「事業復活支援金」の
給付通知書の写し

国の「事業復活支援金」給付通知書イメージ



3. 営業実態を確認できる書類の写し

- ① 法人の場合……定款、登記簿謄本など
- ② 個人の場合……開業届、確定申告書(令和3年分)など

4. 申請者(法人の場合は代表者)の本人確認書類の写し
5. 申請者(法人の場合は法人名義)の銀行口座の写し
6. 誓約書(様式第2号)

書類の提出先・問い合わせ先

利府町経済産業部商工観光課

〒981-0112 宮城郡利府町利府字新並松4番地

電話:022-767-2120 FAX:022-767-2107

E-mail: syoukou@rifu-cho.com

申請書の記入方法(裏面)

点線枠の中を全て記入してください。

※鉛筆・消せるボールペンでは記入しないでください。

国の「事業復活支援金」を申請した際の情報をご記入ください。

3. 国の事業復活支援金の申請情報

対象月	<input checked="" type="checkbox"/> 2021年11月	<input type="checkbox"/> 2022年2月	対象月の事業収入(A)	
	<input type="checkbox"/> 2021年12月	<input type="checkbox"/> 2022年3月	300,000 円	
	<input type="checkbox"/> 2022年1月	<input type="checkbox"/> その他特例		
	<input checked="" type="checkbox"/> 2018年11月～2019年3月	基準月の事業収入(B)		
	<input type="checkbox"/> 2019年11月～2020年3月	600,000 円		
	<input type="checkbox"/> 2020年11月～2021年3月			
	<input type="checkbox"/> その他特例			
減少額(C)	300,000 円		減少率(C/B×100)	50 %

国の「事業復活支援金」を特例により申請し、選択肢に該当するものがない方は「その他特例」にチェックしてください。

4. 対象施設の所在地

	事業所の名称	事業所の所在地
1	利府町役場株式会社	利府町 利府字新並松4番地
2		利府町
3		利府町
4		利府町
5		利府町

町内にある事業所の名称及び所在地をご記入ください。

5. 振込先情報等

金融機関名	利府町	<input checked="" type="radio"/> 銀行 信金・信組 農協	金融機関コード	1	2	3	4			
	利府	<input checked="" type="radio"/> 本店 支店	支店コード(店番)	1	2	3				
預金種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	口座番号(右詰め)	1	2	3	4	5	6	7
口座名義人カタカナ	リフチョウヤクバ(カ)									
担当者	氏名	利府 ハナコ								
	役職	経理								
	連絡先	022-767-2120								

振込先の口座情報をご記入ください

町からの連絡が取れる担当者・連絡先を記入してください。連絡は主に平日の午前9時から午後5時の間に行います。※連絡先の記入は必須です。

誓約書の記入方法

点線枠の中を全て記入・押印してください。
※鉛筆・消せるボールペンでは記入しないでください。

様式第2号（第4条関係）

誓 約 書

令和4年 5月11日

利府町長 熊谷 大 殿

事業者 所在地（住所）
〒981-0112
宮城郡利府町利府字新並松4番地
名称 利府町役場株式会社
代表者 役職 代表取締役
ふりがな りふ たろう
氏名 利府 タロウ
生年月日 S40年 5月10日生まれ

申請者の住所・法人名等を漏れなく記入してください。
※部屋番号まで記入してください。
押印漏れにご注意ください。

様式第1号と同じ印鑑を押印してください。

印

私は、利府町小規模企業者等事業継続支援金の交付申請に際し、下記のとおり誓約します。

記

- 1 利府町小規模企業者等事業継続支援金交付要綱（以下「本要綱」という。）を遵守します。
- 2 本要綱の給付要件を満たし、申請内容に虚偽はありません。もし、虚偽が判明した場合は、交付決定の取消しや支援金の返還に応じるとともに、加算金の支払にも応じます。また、納付日までに支援金を返還しなかった場合は、その未納額につき延滞金を納付することに応じます。
- 3 利府町から報告・立入検査等の求めがあった場合は、これに応じます。
- 4 申請内容に虚偽その他不正があった場合は、事業者名や対象施設名などの情報が公表されることに同意します。
- 5 提出書類の内容について、税務情報として使用することに同意します。
- 6 代表者、役員、使用人、従業員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。
- 7 提出書類の内容について、利府町が行政機関や警察等に確認等を行うとともに、他の行政機関や警察等が協力金の支給要件の該当性等を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、当該書類に記載された情報を他の行政機関や警察等の求めに応じて情報提供することに同意します。
- 8 交付申請日時点において、閉鎖又は廃業していません。また、今後も事業を継続する意思があることに同意します。

本人確認書類について

氏名、生年月日、現住所が確認できる写真付きの本人確認書類の写しを一つ提出してください。（法人の場合は「法人代表者」、個人事業者の場合は「申請者」のものを提出してください）

写真なしの場合は、本人確認書類を二つ提出してください。

【写真付き本人確認書類の例】

■免許証等

※有効期限内のものに限る。両面コピーをとって提出してください。

■個人番号カード(マイナンバーカード)

※裏面にはマイナンバーが記載されているためオモテ面のみコピーをとって提出してください。

■在留カード、特別永住者証明書

※両面コピーをとって提出してください。

【写真なしの本人確認書類の例】

■住民票の写し(3カ月以内取得のもの)

■各種健康保険証等の写し(両面)

※いずれの書類も「個人番号(マイナンバー)」は写らないようにしてください。

※個人番号(マイナンバー)通知書は、本人確認書類として利用できません。

よくあるお問い合わせ

Q1. 申請から交付までどのくらいの期間がかかりますか？

A1. 書類審査や振込手続きの都合上、1か月程度かかります。

Q2. 本店は利府町外ですが、支店や営業所が町内にある場合は対象となりますか？

A2. 町外に本店がある場合は、対象となりません。

Q3. 国の「事業復活支援金」の給付を受けている町内の事業者であれば対象ですか？

A3. 国の「事業復活支援金」の給付を受けている町内の事業者であっても、小規模企業者等(個人事業者を含む)のみが対象となります。

Q4. 対象事業者となる「小規模企業者」とは何ですか？

A4. 右表のいずれかに該当する場合は、小規模企業者となります。

なお、個人事業者も含まれます。

業種分類	常時使用する従業員の数
製造業その他	従業員20人以下
卸売業・サービス業・小売業	従業員5人以下